

居宅介護支援

○居宅介護支援：特定事業所加算（Ⅱ）

【改正の概要】

質の高いケアマネジメントを推進していく観点から、加算(Ⅱ)の算定要件を見直し

特定事業所加算（Ⅱ）	300単位／月	➔	特定事業所加算（Ⅱ）	300単位／月
------------	---------	---	------------	---------

【算定要件】

○専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員等を配置していること。

○専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。

○イ(3),(4),(9)及び(10)の基準に適合すること。

○専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

○専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。

○イ(3),(4),(6),(7),(9)及び(10)の基準に適合すること。

追加された事項

- (6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- (7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。

○居宅介護支援：特定事業所加算（Ⅱ）

【改正に伴い届出が必要となる事業者】

現に特定事業所加算（Ⅱ）を算定している事業者

【届出に必要な書類】

- | | |
|----------|---|
| ① 別紙2 | 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 |
| ② 別紙1 | 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 |
| ③ 別紙10-2 | 特定事業所加算に係る届出書（居宅介護支援事業所） |
| ④ 参考様式1 | 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 |
| ⑤ 参考様式10 | 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧 |
| ⑥ 添付書類 | |
| | ・主任介護支援専門員研修の修了証の写し |
| | ・（6）研修の実施計画及び実施状況を示す書類 |
| | ・（7）地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合に、当該利用者を引き受けられる体制を整えていることを示す書類 |

【備考】

- ・加算を終了する場合は、①、②、③のみを提出（添付書類は不要）。
- ・提出期限までに届出がない場合、特定事業所加算は「1：なし」とみなす。

○居宅介護支援：運営基準減算

【改正の概要】

居宅介護支援事業所の適切な運営を確保するため、ケアマネジメントに係るサービス担当者会議やモニタリングの実施といった基本的な業務を適切に実施していない場合の減算を強化。

運営基準減算	所定単位数×70/100	➔	所定単位数×50/100
運営基準減算2か月以上継続	所定単位数×50/100		所定単位数は算定しない

【今回改正のポイント】

- ・自立支援型のケアマネジメントを推進する観点から、特定事業所加算により引き続き質の高い事業所について評価を行うとともに、サービス担当者会議やモニタリングを適切に実施するため、運営基準減算について評価。

➡ 「特定事業所加算（Ⅱ）」の要件、運営基準減算の強化

- ・医療との連携を強化する観点から、医療連携加算や退院・退所加算について、算定要件及び評価の見直しを行う。併せて、在宅患者緊急時等カンファレンスに介護支援専門員（ケアマネジャー）が参加した場合に評価を行う。


➡ 「緊急時等居宅カンファレンス加算」の創設等

- ・（参考）介護予防支援

介護予防支援の業務の委託について、一の居宅介護支援事業者への委託件数の上限（居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人あたり8件以内）を廃止。


○居宅介護支援：医療等との連携に係る加算

【改正の概要】

(現 行)			(改定後)	
医療連携加算	150単位/月		入院時情報連携加算 (Ⅰ)	200単位/月
		入院時情報連携加算 (Ⅱ)	100単位/月	

【算定要件】

- Ⅰ：介護支援専門員が病院または診療所に訪問し、当該病院または診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。
- Ⅱ：訪問以外の方法により、病院等に対して情報提供を行った場合。

(現 行)			(改定後)	
退院・退所加算 (Ⅰ)	200単位/月		退院・退所加算	300単位/回
退院・退所加算 (Ⅱ)	100単位/月			

【算定要件】

- ※ 入院又は入所期間中につき3回まで算定することを可能とする。
(初回加算を算定する場合は、算定できない)

○居宅介護支援：医療等との連携に係る加算

【改正の概要】

利用者が指定複合型サービスの利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定複合型サービスを提供する指定複合型サービス事業所に提供し、当該指定複合型サービス事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合の評価

(新 設)

複合型サービス事業所連携加算

300単位/回

【算定要件】

- ※ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算と同様
- ※ 利用開始日前6月以内において、利用者による当該指定複合型サービス事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定不可。

在宅患者緊急時等カンファレンス(診療報酬)にケアマネジャーが参加した場合の評価

(新 設)

緊急時等居宅カンファレンス加算

200単位/回

【算定要件】

- ※ 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。
- ※ 利用者1人につき1月に2回を限度として所定単位数を加算する。